

広島市有償運送運営協議会運営指針細則（福祉有償運送）

確定 平成18年3月 9日 広島市有償運送運営協議会

改正 平成19年2月28日 広島市有償運送運営協議会

1 趣旨

この細則は、広島市有償運送運営協議会運営指針（福祉有償運送）に基づき、福祉有償運送（以下「運送」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事務手続並びに福祉有償運送を行う者（以下「運送主体」という。）及び広島市の役割等を定めるものとする。

2 事前調整

運送主体は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2（新規）、第79条の6第1項（更新）、第79条の7第1項（変更）の規定に基づく登録の申請に伴い国土交通大臣に提出すべき書類【様式7-1、7-2、7-3他】、広島市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）への協議依頼書【様式1】及びその他必要書類を広島市に提出するものとする。

3 協議会への協議依頼等

広島市は、運送主体から提出された書類を審査し、不備がない場合は、協議会に対して、当該運送主体からの提出書類一式及び申請書類の概要をまとめた書類【様式2及び様式3】を提出するものとする。

4 協議会での協議

協議会は、広島市から道路運送法第79条の2（新規）、第79条の6第1項（更新）、第79条の7第1項（変更）の規定に基づく登録申請に先立つ協議の依頼があった場合は、前記3により広島市から提出された書類に基づき協議を行うものとする。

協議会は、協議が終了した場合には、運送主体に対して、その協議結果を、申請どおり協議が調った場合及び条件付きで協議が調った場合は【様式4-1】により、また協議が調わなかった場合は【様式4-2】により交付するとともに、その写しを広島市に提出するものとする。また、協議会委員にその旨を通知【様式4-3】するものとする。

5 登録の報告

運送主体は、道路運送法第79条の2（新規）、第79条の6第1項（更新）、第79条の7第1項（変更）を受けた場合は、速やかに申請書及び登録証の写しを広島市に提出するものとする。また、広島市は直後に開催される協議会において、その旨を報告するものとする。

6 実施状況報告及び事故・苦情対応

運送主体は、四半期ごとにその翌月月末までに、広島市に自家用有償旅客運送輸送実績報告書【様式5】により、最新の旅客の名簿及び身体状況等、態様ごとの会員数【書式例8-1、8-2】、当該四半期の運行記録簿【様式6】、事故の記録及び苦情処理簿【書式例1、2】、その他変更事項等について報告するものとする。

ただし、人身事故（搭乗者を含む。）又は重大な物損事故が発生した場合、あるいは利用者等から他の運送主体にも影響を及ぼす内容、又は当該運送主体では対応できない内容の苦情があった場合については、当該運送主体は速やかに広島市に報告【書式例1、2】するものとする。

なお、広島市は、直接、利用者等からの苦情や苦情に関する連絡を受けた場合には、その内容を当該運送主体の苦情処理責任者に連絡するとともに、当該苦情の解決に向けての相談に応じるものとする。

※ 四半期：年度を四等分した期間。

第1四半期（4～6月） 第2四半期（7～9月）
第3四半期（10～12月） 第4四半期（1～3月）

提出書類（運送主体→広島市）

- 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 【様式5】
- 旅客の名簿及び身体状況等、態様ごとの会員数 【書式例8-1、8-2】
- 運行記録簿 【様式6】
- 事故の記録 【書式例1】
- 苦情処理簿 【書式例2】

7 軽微な事項の変更

道路運送法第79条の登録後に道路運送法第79条の7第3項による軽微な事項の変更に伴う提出書類及び手続きは、別紙に定める。

なお、広島市は、登録事項変更届出書等の内容に疑義がないように調整し、直後に開催される協議会において協議又は報告をするものとする。

8 名簿等の管理

運送主体は、広島市又は協議会から、旅客の名簿、運転者台帳、自動車登録簿等の閲覧又は写しの提供を求められた場合には、直ちにこれに応じなければならない。

9 合意の解除

協議会は、道路運送法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除を行おうとする場合は、原則として、当該運送主体に弁明の機会を付与するものとする。

協議会は、合意を解除するに至った場合は、運送主体に対してその協議結果を【様式4-4】により通知するとともに、その写しを広島市及び広島運輸支局に提出するものとする。

また、協議会委員にその旨を通知【様式4-3】するものとする。